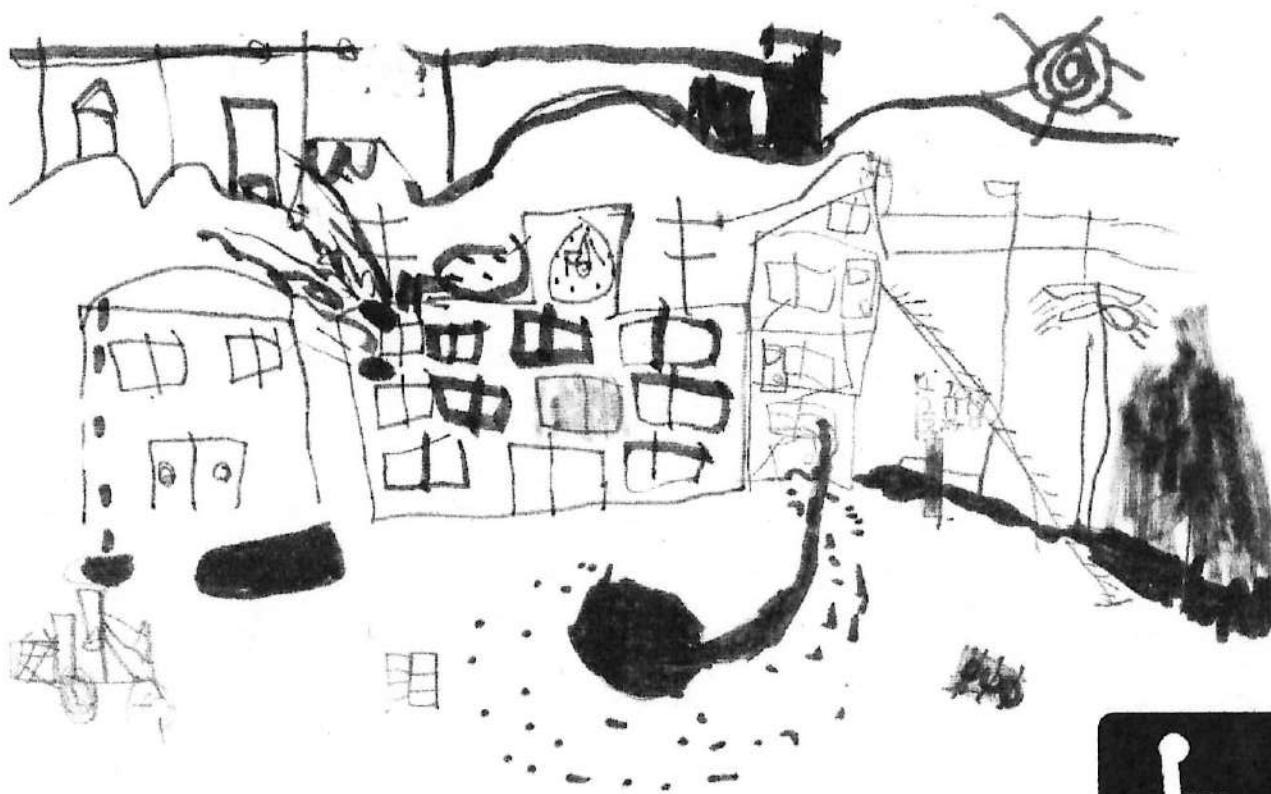


進路のしおり

～社会参加をめざしてⅡ～



近年の障害者福祉は、障害があっても地域のなかで普通に生活できる、ノーマライゼーションの実現に向けて取り組まれてきました。障害者の地域生活を支える制度やサービスも徐々に整備され、地域の中でいきいきと生活する障害者も増えてきました。また、社会へ出る機会も以前に比べれば多くなってきたのではないかでしょうか。

そこで今回は、障害者の「社会参加」をテーマに、在校生の取り組み、就労、一人暮らし、旅行、制度などについてまとめてみました。

＜目次＞

支援費制度	P 2 ~ 3
卒業生の取り組み	P 4 ~ 5
在校生の取り組み	P 6
旅行	P 7 ~ 9
自立生活	P 10
施設紹介	P 11
用語説明	P 12 ~ 13
進路状況・あとがき	P 14

支援費制度

支援費制度は、ノーマライゼーションの理念の下、障害者が自ら決定することを尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供することを目的とした制度です。

今までの措置制度では、行政がサービスを提供する事業者や施設、サービスの内容を決定してきました。平成15年4月からは、障害者が自らサービスを選択し、サービスを提供する事業者や施設と「契約」を結び、サービスの提供を受けた後、市町村がそのサービスに対して「支援費」を事業者や施設に支払い、利用者は事業者や施設に自己負担金を支払う制度となります。

さまざまな課題を抱えていますが、障害者の個人としての尊厳を重視したことでは大きな意義があると言えます。

対象となるサービス

身体障害者

- 施設訓練等支援
A 更生施設 B 療護施設 C 授産施設(分場)
- 居宅生活支援
A ホームヘルプサービス B デイサービス事業 C ショートステイ

知的障害者

- 施設訓練等支援
A 更生施設 B 授産施設(分場) C 通勤寮 D 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設
- 居宅生活支援
A ホームヘルプサービス B デイサービス事業 C ショートステイ D グループホーム

障害児

- 居宅生活支援
A ホームヘルプサービス B デイサービス事業 C ショートステイ

上記以外の福祉サービス（小規模通所授産施設・デイケア施設利用、児童施設の利用、補装具・日常生活用具の交付など）については、今まで通りの措置や事業費補助方式などで提供されます。相談窓口は市町村福祉課です。

支援費制度

進路のしおり第10号

サービスの利用と手続き

A 情報収集・相談

相談できるところ（サービス利用のための情報）

- ・市町村窓口
- ・障害者生活支援センター
- ・身体障害者相談員
- ・知的障害者相談員



B 申請

手続きは市町村の窓口

利用するサービスの種類毎に申請する。

*身体障害者手帳を持っていないと身体障害者向けの支援費申請はできないが、障害児の申請は手帳がなくても申請できる。

C 審査と支給決定

市町村の担当者による訪問調査の実施

- ・居宅支援 -----「支給量」の決定
- ・施設支援 -----「障害程度区分」の決定
- ・自己負担金の決定
- ・支給期間の決定

D 受給者証の交付

- ・支援費支給が決まると障害者本人（18才未満は保護者）に交付される。
- ・内容に不服がある場合は受け取り後60日以内に異議の申し立てができる。

E 利用の申し込みと契約

受給者証を見せて事業者や施設と本人が直接契約を結ぶ。



F サービス利用

契約通りのサービスが受けられない場合は市町村窓口などに相談

G 利用者負担額の支払い

自己負担金を直接事業者や施設に支払う。

*サービスを利用する場合は支援費の申請が必要になります。在学中の児童生徒も対象となります。まずは福祉課窓口に申請（相談）しましょう。

卒業生の取り組み

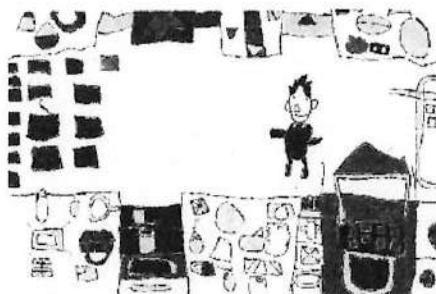
一人暮らしも夢じゃない ☆その後の遠山真一郎さん☆

進路のしおり第8号に掲載した「ひとり暮らしに向けて～日高養護 高2 遠山真一郎さんの場合～」を皆さん覚えていらっしゃいますか。重度の障害がありながら、制度を最大限利用し、介助者をつけての一人暮らしを目指していた、あの遠山真一郎さんです。

真一郎さんには、同じ障害のある弟さんがいます。お母さんにとっても、真一郎さんが親離れをし、生活面でも自立できるかどうかが切実な問題でした。レスパイトを利用し、泊まりを経験し、そしてお母さんの努力で彼自身のできることを一つ一つ増やしていました。

高2の8月には、「上福岡障害者自立生活センター21」運営の生活ホーム「みどり荘」で、介助者をケアシステム「二人三脚」にお願いし、体験入居をしました。そして高3の6月、第1回目の実習が終わった段階で、卒業後の生活先として「みどり荘」、そして進路先としてセンター21の運営する「協働舎・レタス」とすることを決意しました。しかし「みどり荘」は現在入居者が一杯であり、入居は難しいという説明を受けました。そこで、2回目の実習は、「家庭からどのようにして上福岡へ送迎するのか」を中心課題として実施しました。「二人三脚」の送迎ヘルパーを利用し、弟さんと送迎時間が重なることで生じるお母さんの負担も解決しました。この実習は進路決定をする上で貴重な経験となりました。

この段階で、卒業後の方向として、「協働舎・レタス」の利用を前提に、①居住地の狭山市から通う方法②上福岡市の一般のアパートを借りて自立する方法、の二つが考えら



れましたが、お母さんの気持ちとしては、弟の世話に集中したいという意向が強く、これら二つの方法を具体的に考えていくことになりました。

こうして、家族全員での転居ではなく、「真一郎さん」だけの転居という方向が確定しました。幸いなことに、センター21の有山代表のお母さんが経営しているアパートが一室空いており、利用させてもらうことになりました。本人の転居は4月1日に行い、この日から「二人三脚」のサポートを受けることになりました。「二人三脚」では、生活をコーディネートしてくれる人物を中心に据えて、サポート体制を組んでくれることになりました。

4月からしばらくは24時間のサポート体制を組むことにしましたが、利用可能な全ての制度を利用しても、1ヶ月間24時間体制を組むだけの金銭的な余裕がないため、日中介護者は張り付かず、「協働舎・レタスの人たち」との関わりのみとしました。

現在真一郎さんは、「推薦登録ヘルパー制度」(これ抜きには一人暮らし実現は不可能であった)を中心に据え、「全身性障害者介護人派遣事業」「生活保護の他人介護加算」「障害者生活サポート事業」を利用することで、関わっている多数の介助者への支払い費用に充てています。

様々な制度を利用し、そして多くの人たちに支えられながら、真一郎さんの新生活はスタートしました。そして、まもなく一年を迎えます。まだまだ解決すべき課題は山積みですが、それを一つ一つ解決して、さらに充実した「一人暮らし」を実現していく欲しいと思います。真一郎さんに対して、皆さんもぜひ熱いエールを送ってあげてください。

(文責 原澤)

卒業生の取り組み

就労(インタビュー)

矢吹 愛さん

(平成14年3月宮代養護学校卒業)

Q 現在の仕事と内容を聞かせてください。

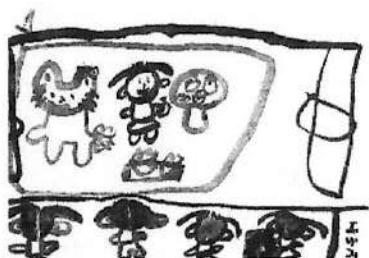
A 東鉄ビルメン(株)に入社し、春日部市総合体育館(ウイングハット)で受付の仕事をしています。各種器具の出し方・しまい方等を考えたり、利用者からの苦情にも対応します。お客様への言葉づかいに気をつけ、わかりやすい説明をすることはとても難しいです。でも私は、この仕事につけてうれしいです。

Q 在学時代はどんな所で実習をされましたか? また、勉強になったことは何ですか?

A 春日部市内のデイサービスで、指導員さんの補助をさせていただきました。利用者さん達の会話に入れるように、新聞を読んだりニュース番組を見るようにしました。そして、利用者さんが話してくれることは、知っていることでも最後まで聞くようにしました。また、感情が高ぶっている方には話しかけないなど、聞くこと待つこと、言葉づかいなどを勉強しました。計3回の実習を行い、できることならここで働きたいと思いましたが、残念ながら夢は叶いませんでした。

Q 他の就職活動はしましたか?

A 春日部市の職員採用試験(障害者)を受けました。筆記試験と面接試験でしたが、張りつめた緊張感というものを初めて経験して、ドキドキしました。結果は不採用でしたが、学校では味わえない貴重な経験ができました。また、リサイクルショップでも実習を行いました。



Q デイサービスでの就労、採用試験ともにうまくいかなかったとき、どんな気持ちでしたか?

A 友達は進路先が決まりつつあり、自分としては焦り、悩み、体調も崩していました。でも、人間関係の幅が広がったことが自信となり、「自分のやっていることに間違いはない、必ず運が向く。」と思うことで、少し気持ちが落ち着きました。

Q 現在の仕事は、どんないきさつで決まりましたか?

A リサイクルショップへの通所が決まりかけた頃、東鉄ビルメン(株)が行う体育館受付けの話が急に舞い込みました。皆さんの配慮で、「正式採用されない場合にはリサイクルショップに戻ることができる。」こととなり、4月から実習を始めて5月中旬に無事採用という運びとなりました。

Q 仕事をして感じることは何ですか?

A 私以外は一般的の女性です。パソコン入力での受付業務などは、すぐに後れをとってしまい、挫折感を感じました。そんな生活の中で「それが自分だから」と考えるようになりました。そう考えられるようになってから、気持ちが楽になりました。周囲に助けてもらうことが多いです。どんなときも笑顔で向き合うことの大切さを知りました。また、助けてもらうことを当たり前と考えないで、「できることは自分でやる」ことが人間関係をつくる上で大切だと思います。

在校生の取り組み

養護学校では、日常の学習で経験することが難しい活動を、社会体験学習や修学旅行など「学校行事」という形で実施しています。また高等部を中心に現場実習を実施し、卒業後の生活を視野に入れた活動に取り組んでいます。様々な経験が自立や社会参加を促し、現在そして卒業後の生活を豊かにして欲しいと思います。

ここでは、在校生の社会参加に向けての取り組みと、飛行機を利用した修学旅行について紹介します。

卒業に向けて

熊谷養護学校高等部3年
根岸 美香

私には高等部を卒業後、やりたい事・夢が二つあります。それは、親元から離れて一人暮らしなど、自立した生活を送る事と、ピアカウンセラーになる事です。

私が二つの夢を持ったのには二つの理由があります。まず一つめに、現場実習でお世話になった所の方などから福祉の制度やピアカウンセリングについて、介助者やボランティアさんの頼み方、料金についての話を聞いたこと。それから二つめに、お話をしてくれた方が、実際に介助者を頼み自立生活をしているのですが、障害を持っていてもそんなことは全然感じさせず、毎日明るく楽しみながら生活している姿を見たことがきっかけでした。

人の話を聞くのも好き、自分が話すのも好き……こんな自分にピッタリじゃんと思い、今、自立生活プログラムや、ピアカウンセリング講習会などに参加しています。

そして、高2、高3と「障害者甲子園」に参加しました。兵庫県まで電車を利用して一人で行き、障害のある同年代の子、障害のない同年代の子達と3泊4日を共にしました。



この甲子園は今までの中でも一番大きな挑戦でした。数々のことを経験し、自分に自信がつきました。

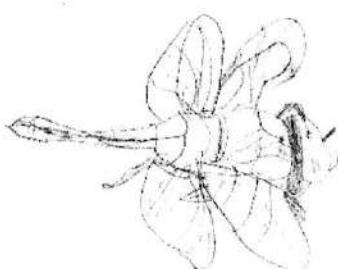
外の世界に目を向けることにより、人間関係の輪が広がり、さまざまな話を聞くことができ、物事をプラスの方向に考えられるようになりました。それから夢が実現する日がどんどん近くなっているような気がします。

卒業後は現場実習でお世話になったディケア施設に行きます。この施設はリサイクルショップなのでお店の仕事やパソコンでの作業をしながら自立生活に向けての準備をしたり、ピアカウンセリングの勉強などをします。それからネイルアートなどもできたらいいなと思っています。

たった一度しかない人生、悔いが残らないようにしたい。私の好きな言葉

Dreams come true

【夢は叶う】を信じ、自分の夢にもっともっと近づくように努力しながら頑張ります。



青春ウチナーハイク3泊4日

旅
行

秩父養護学校 肢体不自由部高等部

10月29日(火)から11月1日(金)までの3泊4日で沖縄県に修学旅行に行つてきました。美しい自然、亜熱帯の植物や文化にふれたい。復帰30周年で平和の大切さを知りたい。おいしい沖縄料理を食べたい。飛行機に乗ってみたい。青春の1ページにしたい。というような理由から沖縄修学旅行を計画しました。

参加生徒は6名(2年全員)、引率職員と盲導犬1頭で、生徒全員と盲導犬は飛行機に初めて乗るので少し不安もありましたが、揺れもほとんどなく快適なフライトで那覇空港に着きました。航空券は格安の団体券でしたが、ビジネスクラスのすぐ後ろで、足もとが広めの場所を取ってもらいました。盲導犬もいるので大変ありがたい措置でした。車椅子は空港用の物に乗り換えですが、ひじ掛けが小さいものや座面が小さいものがあり使用しにくい面がありました。生徒にとっては短時間の使用ということで我慢してもらいました。障害者は一番はじめに搭乗という優遇措置がありますが、その分早めに集合し、降りる場合は、最後になるので、空港での時間は余裕を持った行動を心がける必要があります。フライトは2時間半なのでトイレの心配がありますが、機内のトイレは小さくて使用するのは大変です。どうしてもという場合は、機内用の車椅子も利用できるそうです。また、座位が取れない方のために、ベッドにするサービスがあるようですが、金額はかかるようです。

沖縄での交通手段は観光バスで、行程はゆったりと計画しました。天候が心配されましたが、雨にほとんど降られる事なく、全行程を消化することができました。沖縄というと、埼玉県民にとってあこがれの青い海です。残念ながら時期的に海水浴ができず、浜辺の見学、貝拾いなどをしました。

車椅子で砂浜に降りることができず一部生徒は少し離れたところから海を感じるという形になりました。ハワイなどでは浜辺を移動できる車椅子があるようですが沖縄にもほしいと思いました。那覇市内に3連泊し、夜の国際通りや公設市場もホテルから近いので毎晩出かけた生徒もいました。事前に沖縄文化(エイサーを踊った生徒も)、料理、平和学習などを充分行い、実際に現地を見てイメージがつながったようです。

3泊4日という肢体不自由の生徒にとっては長い旅行で、出発前は2名の生徒が風邪気味ということもあり大変不安でしたが、その2名の生徒も日に日に風邪が良くなり、帰るまでにすっかり良くなっていました。

今回の修学旅行で良かったことは、同じホテルに3連泊してゆったりした行動にできたこと、何よりも暖かい沖縄で健康面の心配が和らいだこと、見る物、聞く物、道の草花まで目新しいので興味が尽きないことがでした。そして、生徒の表情がとても良く、笑いの少ない生徒が帰ってから笑う回数が増えたこともあります。「もっと泊まりたかった、また行きたいなー」という大満足の修学旅行でした。

(文責 野口)



旅 海外旅行に出かけよう

～家族の夏休み～

越谷養護学校高等部3年保護者
篠田 孝子

佳佑との海外旅行は今回で10回目となりました。先生に薦められて、これから海外旅行を計画される方に少しでもお役に立てばと思いまして書いてみることにしました。

佳佑が経験した海外旅行は、ハワイ、グアム、サイパンです。はじめは、「座位がとれないで飛行機は大丈夫だろうか。」「旅行中に発作を起こしたらどうしよう。」「食事は合うだろうか。」等、不安なことばかりだったので、いざというときに3時間で帰国できるグアムを選びました。その後は徐々に自信がついたのでハワイまで(7時間)行くことができました。



旅行するにあたってしなければならないことは、かかりつけの病院で海外旅行に向けての診断書を書いてもらうことです。診断書は旅行会社に提出するのですが、その際、自分の車椅子もしくはバギー（持つて行かれる方はそのサイズと重量）を調べて旅行会社に報告します。空港とホテルまでの送迎は、必ずしもリフト付きの車両がくるとは限らないので、車椅子よりも折りたたみ式のバギーが良いと思います。そして飛行機はJALにしています。何かあった場合に佳佑の状態や対処方法等を正確に理解してもらいたいので、日本のスチュワーデスさんが多いJALを選んでいます。

いよいよ旅行当日。佳佑が快適な空の旅ができるように受け付けカウンターに早めに行って次のようなことをリクエストしなければなりません。

①飛行機の扉まで自分の車椅子（バギー）で行くこと。

通常は空港で準備した車椅子を使用するのですが、通常の車椅子では佳佑は座ることができないことを説明します。

②出入り口付近の座席を希望するとともに、余分に座席を確保してもらうこと。

初めてのグアム旅行の時は、私と佳佑で窓側の3つの座席を使わせてもらい、佳佑を寝かせて行くことができました。高校生になってからは中央の4つの座席を使わせていただきました。座ることのできない佳佑にとって、横になっているほうが楽ですし、オムツ交換もその場でしか取り替えることができないので、寝かせるスペースの確保が必要になってくるのです。

結構、望み通りにしてもらえるので絶対に頼んだ方がよいと思います。

空港に到着してからは、飛行機の出入り口のドアまで車椅子（バギー）が現地の係員によって運ばれ、その場から係員の誘導で佳佑と一緒に上陸手続きを済ませることができます。ホテルに着いてからの佳佑の夕食ですが、旅行用の電気鍋とミキサーを持って行き、簡単な調理をしたり、ホテルの食事をテイクアウトして来て、ミキサーにかけて食べさせています。また、買い物やツアーなどに参加したときの外出先での食事については、携帯用のミキサーを利用するなどして食べさせています。

海外旅行の良いところは、私の大好きな買い物が佳佑と一緒にとても楽しくできることなのです。それは、グアム、サイパン、

旅 行

特にハワイの人々が、障害者に対する理解と思いやりが自然な形で身に付いていて、社会環境も障害者に優しく整備されているからだと思います。



3年前のハワイで市バスに乗って買い物に行ったときのことです。乗車する際に、佳佑の姿に気付かない現地の老夫婦が先に乗ろうとした時、運転手が車椅子の佳佑を先に乗るように指示を与えて最優先で乗車させてもらいました。私は老夫婦に申し訳ない気持ちもありましたが、一礼して先に乗ることにしました。

市バスには、リフトがついていて車内には車椅子のスペースと固定する器具も整備されていますので安心して乗せることができます。佳佑は、バギーに乗ったままリフトで乗車し、運転手さんのアナウンスに大笑いしながら市バスのドライブを楽しんでいました。どこに行っても現地の人たちは、私たち家族に優しく対応してくれるので外出がとても楽しくラクラクできて、佳佑がいて大変だと感じたことが一度もありませんでした。

また、いろいろ出会いもありました。初めてのグアム旅行の帰国便で、担当のスチュワーデスさんがとても親切で、佳佑宛に客室乗務員全員のサイン入り絵ハガキをプレゼントして下さいました。それだけでも感激なのに、更に担当のスチュワーデスさんの家の住所と電話番号を書いたメモを手渡されました。そのスチュワーデスさんは、いまだに、手紙のやり取りや家族ぐるみで親しくお付き合いをさせて頂いています。

佳佑と一緒に旅行することは負担ではなく、佳佑がいることによって人の優しさや暖かさに触れることができますし、「佳くんのおかげだね」と思うことがたくさんあります。今年は、主人が仕事で行くことができなかったので、私と佳佑、妹の侑花、私の妹の4人でグアムに行ってきました。主人がいない分、私にかかる負担が増えましたが、海外旅行の開放感と子どもたちの嬉しそうな顔を見ると、頑張っていって良かったと思いました。私より大きくなった佳佑を連れて行くのは大変ですが、来年も行けることを楽しみにしています。

最後に、海外旅行に必要なことなどを書いてきましたが、なんといっても佳佑のことを最優先にして家族全員の協力が一番必要であることを実感しています。



自立生活

地域で暮らし、生きる自立生活

虹の会事務局次長 藤井義則

障害者が地域で暮らすというのは、色々な意味があり、例えば養護学校を卒業した障害者が就労、進学する、親元で暮らす、一人暮らしをするなどを指していたりすると思います。しかし、「自立生活」というものは決められた形がなく、どれが「自立」にあたるのかは、無数にあり、障害があろうがなかろうが当事者本人の思想の中でしか成り立たないものだと思います。本人が「これが自立である」という意識は表立ってあるものとは限りませんが、現在の環境に納得できているかが重要だと思います。

養護学校での教育で、よく感じるのが「こうしなければ自立にならない」という押しつけをしていることです。例えば本人の意志は少ししか聞かず、先生だけが努力をし、就労先を見つけてくる。また、「ここなら受け入れてくれる」など施設を頼り、早く卒業後の進路を決めなければと焦ること。全てがそういうケースとは言いませんが、事実あることだと思います。生徒を何とかしてあげたいという先生の気持ちはわかりますが、それは完全な本人の意志のもとで考えるべきだと思います。先述した通り「進路」や「自立」というものは様々で、物事をマニュアルで考えてしまったり、「障害者だから」という意識で進めては何にもならないことだと思います。

私たち、虹の会の中では常時介助が必要な身体障害者が24時間の介助体制をつくり、一人暮らしをしている人が何人もいます。一見、安定した暮らしにも思えますが、現在のさいたま市の介助保障はまだ21時間程度で24時間の保障はされていません。私たちは、さいたま市で介助保障が全く無かった時代から20年かけて運動をして、

～藤井義則さんのプロフィール～

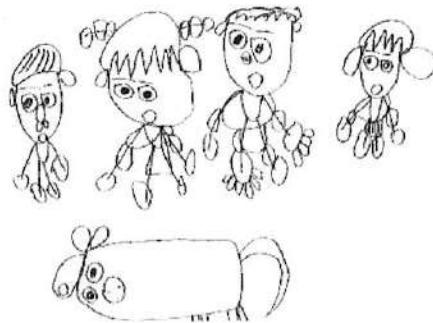
- 1995年 蓮田養護学校入学
- 1998年 同卒業、「株式会社とんでん」入社
- 1999年 同退社、「虹の会」にボランティア参加
- 2001年 同正職員として採用
- 2002年 同事務局次長に就任、現在に至る



今では全国でもトップクラスの介助保障になりました。

私たちは「どんなに障害が重くても地域あたりまえに暮らしたい」という願いのもと運動を続けています。よく「虹の会に行けば、介助を受けられる」などと耳にしますが、それは違います。私たちは誰に勧められたわけではなく、地域で暮らしたい為に介助保障を要求する運動や、住みやすい環境整備を行政や世間に訴えてきたのであり、これが自立に対する「正解」だとは思いません。例えば身体障害者の自立を「介助を受けて一人暮らしをする」だけとは思いませんし、知的障害者の自立を「一般就労」だけとも思いません。身体障害者が施設や病院にいても、自分の意志で生活している人はたくさんいますし、知的・精神障害者が施設や作業所にいても、それで本人が楽しかったり、やりがいがあるなら、それが「自立」になるのではないかでしょうか。

障害者が「こうあるべき」という考えは必要ありません。必要なのは本人の意志です。教育で出来ることは決めつけではなく、その本人の意志の拡大だと思います。本人の判断が難しい障害であっても、周りはそういう意識でいなければなりません。



☆☆鴻沼福祉会の2つの施設を紹介します☆☆

鴻沼福祉会は障害者の「完全参加と平等」の実現を“全ての人々が人間らしく豊かに育ちあえる地域社会を目指して”を方針に活動をしています。

施設紹介

『そめや共同作業所』

〒330-0814 さいたま市染谷2-145 TEL 048(684)1101

定員20名の身体障害者通所授産施設です。かえでホームから3名の方が通所しています。作業種目は印刷、パソコン、テープおこし、簡易作業、織物とし、作業班は印刷と軽作業の2グループで構成されています。総売上額は1千万円程度あり、工賃は1人月1万円程度支給されているそうです。特徴として、通所者の援助を基本にあらゆる場面で通所者が主体的に取り組んでいく事を大切にするとともに、一人ひとりの願いと生活実態をもとに個別支援の充実をすすめている事です。

例えば

- ①「食生活の援助」として給食のバイキング制や、メニューなどの要望を基に、具体的に反映していく。また、個別の状況に応じて食材・食器の形態を工夫する。
- ②「余暇、自治活動の援助」として慰安旅行、納涼会、サマーキャンプ、忘年会、コンサート等の行事は実行委員による企画、準備、運営で進められている。

あらゆる場面で1人ひとりを大切にし、個々に見合った活動ができる援助を常に検討し、見直していく姿勢を強く感じました。



『かえでホーム』

〒338-0006 さいたま市ハ王子3-33-17 TEL 048(855)2466

鴻沼福祉会が運営する近隣7ヶ所の生活ホームの1つが「かえでホーム」です。5番目の生活ホームとして、バリアフリー型の「かえでホーム」が2000年1月に開設されました。ソーラーサーキット方式を取り入れた建物となっていて室内に自然な空気の流れを作り、どの部屋もほぼ同じ室温で天井と床の温度差が少ない作りになっていました。入居者定員は5名で現在は男性5名が入居しています。車椅子利用者は2名で、全員日中は作業所で仕事をしています。建物は、2階建てで1階は地域交流スペースとして、またショートステイの受け入れの場として使われています。2階に個室がら部屋、DK、トイレ、お風呂があり、主に入居者は2階で生活しています。設備では、DKにある流し台の高さが調節できるようになっていました。お風呂は浴槽が埋め込み式になっていて、入浴が楽にできるとのことでした。また、浴槽の栓や温度調節もワンプッシュ式になっていました。5人という家庭的な人数にしている事や夕食なども自主的に作っているなど、建物はもとより、入居者一人ひとりの意思を大切にしながら、家庭の温かさを感じる『生活ホーム』でした。

用語説明

<福祉サービス関係>

ガイドヘルパー

脳性麻痺等による肢体不自由者で、障害が全身にわたる者および重度の視覚障害者が外出するときに、付き添いを専門に行う介護人。

グループホーム

地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において知的障害者または精神障害者が共同で生活する形態で、専任の世話人によって食事や日常生活に必要な援助を受けながら共同生活を行うことにより地域社会との係わりなどを体験しながら自立を目指すための住居。利用定員は4~7名。

ケアプラン

個々のニーズに合わせた適切な保険・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネージャーを中心に作成される介護計画のこと。

ケアマネージャー

援助のすべての過程において、利用者と社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携など、生活困難な利用者が必要とする保険・医療・福祉サービスの調整を図る(ケアマネジメント)役割をもつ援助者のこと。

ケアマネジメント

複雑なニーズをもち、ケアを必要とする人に対して、必要な時間だけ、必要な諸サービスを、いつでも受けられるように支援する一連の活動であり、システムである。

ケースワーカー

社会生活の中で困難や問題をかかえ、専門的な援助を必要としている人に対して、社会福祉の立場から、個別事情に即して課題の解決や緩和のために助言、支援する援助者のこと。

コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

ショートステイ(短期入所)

在宅障害者を介護している家族などが、病気や冠婚葬祭などの理由によって一時的に介護ができない場合や本人や家族がリフレッシュする場合などに、障害者を一時的に福祉施設等で受け入れ、必要な介護を行うサービス。

生活支援センター

生活支援を必要とする障害を持つ人や、その家族がホームヘルパー・デイサービス、ショートステイなどの利用援助等について相談ができる。

生活ホーム

自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情等によってそれができない身体障害者または知的障害者が居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な指導・援助を受けられる施設(県単独事業)。食事は原則として自炊で、日常生活も原則として自立していることが条件となっており、利用定員は4~9名。

デイサービス

在宅の障害児・者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを図るために、通所によって創作活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供する。

ホームヘルプサービス(訪問介護)

高齢者、障害者、難病患者等を対象に、家庭等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や生活等に関する相談、助言など日常生活上の世話をを行うサービス。

レスパイトサービス

障害児・者の介護を、家族に代わって一時的に代行するサービス。家族の急病、冠婚葬祭などの緊急時や用事があるとき、また家族と障害児・者がお互いに少し離れてリフレッシュしたいときなど、利用者が主体となりその事情に合わせて利用できる。障害児・者の地域生活を支える社会資源として全国的な広がりを見せている。

<就労関係>

援助付き雇用

訓練施設などで訓練をできるだけ省略し、先ず企業に雇用してもらい、実際の職場で障害者専門職員(ジョブコーチ)の援助によって定着させる雇用方法。

障害者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、すべての事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで障害者の雇い入れに努めなければならないとされており、障害者雇用率が設定されている。

なお、知的障害者を算定基準に加えた法定雇用率の改正が下記のとおり行われ、平成10年7月1日から施行されている。

○民間企業	一般の民間企業	1.8%
	特殊法人	2.1%
○国及び地方公共団体		2.1%

障害者雇用支援センター

職業的自立が困難な障害者を対象に、地域レベルにおいて雇用部門と福祉部門との連携を一層図りながら、市町村レベルで継続的かつきめ細かな職業リハビリテーションサービスを提供し、就職後の職場定着に至るまでの相談、援助を行う施設。

用語説明

職業リハビリテーション

継続的で調整されたリハビリテーションの過程の一部で、障害者が適切な職業に就きそれを維持することができるようするために計画された職業的なサービス。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じ、職業生活における自立を図ることと定義されている。

ジョブコーチ

仕事を指導する人。障害者の企業実習に指導員が付き添い、職場環境を調整しながら、仕事の順序や通勤などを実地に指導する。

福祉就労支援

一般企業での就労が困難な障害者が、各種の授産施設等で職業訓練などを受けながら作業を行うこと。

<共に生きる>

NPO法

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律。

エンパワメント

自分の中にある力を他者との関係の中で引き出すこと。人間はみな生まれながらにして一人ひとりが違う個性や生命力、能力といったパワーを持っていると信じることから出発する考え方。障害があろうがなかろうが、ただそこにいるだけで尊いパワーを持った存在なんだと人間を信頼することで人々の力を引き出す。

QOL(Quality of Life)

「生命の質」「生活の質」「人生の質」と訳されている。一般的な考えは、生活の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質をいう。障害者問題では、日常生活の向上にとどまらず、文化活動や家庭等も含め、障害者の社会生活の質的向上が必要であるという概念である。

ノーマライゼーション

ハンディキャップがあっても普通の生活を営む事ができ、差別されない社会を作るという基本理念。

ハートビル法

ハートビル法は、銀行やデパートなど不特定多数の人々が利用する建築物を対象に、高齢者や車いす使用者、視覚障害者等が円滑に利用できるように整備していくことを目的とする法律。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することを指す。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、より広義的に障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも使用される。

ピア・カウンセリング

ピア(peer)は仲間、同等といった意味を持つ英語。ピア・カウンセリングとは、障害者自身がカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別の援助・支援を行うもの。障害のある自分を認め、自分らしくありのままに生きる人をサポートすることを目的としている。

ボランティアセンター

ボランティア活動の地域における拠点として、県・市町村の社会福祉協議会等に設置されているセンター。①ボランティア活動の相談、登録、斡旋、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、支援などを行い、総合的にボランティア活動を促進している。

ユニバーサル・デザイン

障害のあるなしに関わらず、すべての人にとって使い易い形状や機能が配慮された造形や設置。

<その他>

ADL (Activities of Daily Living) 日常生活動作

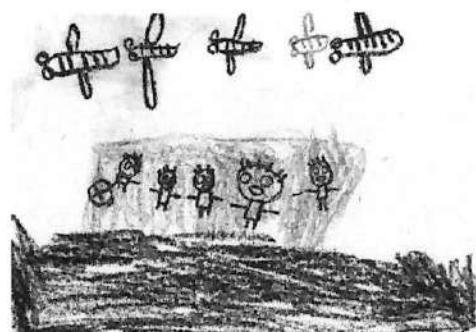
人間が毎日の生活を送るための基本的動作群のこと。具体的には①身の回りの動作(食事、更衣、整容、トイレ、入浴の各動作)、②移動動作、③その他の生活関連動作(家事、運転)がある。

成年後見制度

成人に達した知的障害者や高齢者で、頼りにできる身寄りがない人の生命や財産、その権利を守る制度。

ライフステージ

人が生まれてから死ぬまでに経験する乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの各段階。



**埼玉県内肢体不自由養護学校8校
高等部卒業生の進路状況**

年 度	1999	2000	2001
就 労	1	1	1
訓 練	2	3	2
福祉法施設	27	29	41
地域デイケア	31	28	32
進 学	0	1	0
在 宅	9	3	3
計	70	65	79

[訓練]

国立職業リハビリテーションセンター
東京障害者職業能力開発校など

[福祉法施設]

療護、授産、更生施設
(含 県リハ) など

[地域デイケア施設]

県条例による小規模作業所

(定員6名から19名)

あとがき

■「他人の助けによって15分で支度をして仕事に出かけられる障害者は、自分で2時間かけて衣類を着るため家にいるほかない障害者より自立している。」すなわち障害者の自己決定権、選択権が最大限尊重される限り、たとえ全面介助を受けても人格的には自立しているという意味です。

障害者の「生活の質(QOL)・人生の質」を高めるためにも社会参加をめざすことが必要です。

障害者自身が、自己決定力、問題解決能力をエンパワーメントしていく主体性の確立が課題です。

この「進路のしおり 第10号」は支援費制度の概要や卒業生、在校生などの旅行や社会参加の具体的な事例、経験等が載せられています。

また、用語説明は考え方を整理するのに参考になります。様々な情報にあふれている本冊子の活用を切に望みます。

(埼玉県立熊谷養護学校長 久保田 米蔵)

■「進路のしおり」も第10号の発行を迎えることができました。10年間続けてしおりが発行できたのは、子どもたちの卒業後の生活がより豊かになって欲しいとの強い願いや後押しがあったからです。今後もこのしおりが継続、発展し、少しでも皆様に役立てばと思っています。

おりしも戦後最大の福祉制度の改革と言われる「支援費制度」が導入され、障害者福祉の在り方が大きく変わろうとしています。こんな中にあっても、子どもたちには自分らしくいきいきと生活していって欲しいと思います。

最後になりましたが、しおり作成にあたり多くの方々の御協力に深く感謝いたします。

(編集委員 船戸)

「進路のしおり」第10号

発行日 2003年3月15日

<編集・発行>

◇埼玉県高等学校進路指導研究会障害児教育部会
・肢体不自由養護学校小委員会

◇埼玉県肢体不自由養護学校進路指導研究会

高本 浩次	県立和光養護学校 048-465-9770
平間 厚宏	県立宮代養護学校 0480-35-2432
原澤 宣雄	県立日高養護学校 0429-85-4391
矢島 健作	県立川島ひばりが丘養護学校 049-297-7753
船戸 浩二	県立熊谷養護学校 048-532-3689
野口 健一	県立秩父養護学校 0494-24-1361
橋本 志宇子	さいたま市立養護学校 048-622-5631
ト部 郡司	県立越谷養護学校 048-975-2111

表紙絵 繁縫 友樹さん(県立越谷養護学校)
カットは各校の児童・生徒の皆さんにご協力いただきました。ありがとうございました。

協賛 埼玉県肢体不自由養護学校校長会

(印刷所) 「そめい写植舎印刷」

〒369-0211 大里郡岡部町大字岡部1813-7

TEL・FAX 048-585-8822